

焼津市告示第252号

令和7年度焼津市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月30日

焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、新婚世帯及び継続補助世帯（以下「新婚世帯等」という。）に対し、予算の範囲内において住居費及び転居費用の一部を補助するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月10日までの間に婚姻の届出をし、受理された夫婦をいう。

(2) 継続補助世帯 令和6年度焼津市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和6年焼津市告示第242号。以下「昨年度要綱」という。）に基づく交付決定を受けた夫婦をいう。

(3) 住宅 次のいずれかに該当する焼津市内の住宅であって、第5条の規定による交付申請の日において新婚世帯等が居住しているものをいう。

ア 新婚世帯等が、婚姻の届出をし、受理された日（以下「婚姻日」という。）以後に購入し、又は新築した住宅

イ 新婚世帯等に係る夫婦の一方又は双方が、婚姻日前から入居し、又は婚姻日以後に入居した賃貸借住宅

(4) 住居費 新婚世帯等が、令和7年4月1日から令和8年3月10日までの間に支払った住宅に係る次の費用をいう。

ア 取得費

イ 次の表の左欄及び中欄に掲げる賃貸借住宅の区分に応じ右欄に定める月以降の賃料及び共益費

新婚世帯等に係る夫婦の一方が婚姻日前から入居している賃貸借住宅で、婚姻日前に夫婦の他方が同居したもの	賃貸借契約書に入居者が将来婚姻を予定している者である旨明記されているもの	夫婦の他方が同居した日が属する月
	賃貸借契約書に入居者が将来婚姻を予定している者である旨明記さ	婚姻日が属する月

	れていないもの	
新婚世帯等に係る夫婦の双方が、婚姻日前から入居している賃貸借住宅	賃貸借契約書に入居者が将来婚姻を予定している者である旨明記されているもの	夫婦の双方が入居した日が属する月
	賃貸借契約書に入居者が将来婚姻を予定している者である旨明記されていないもの	婚姻日が属する月
新婚世帯等に係る夫婦の一方が婚姻日前から入居している賃貸借住宅で、婚姻日以後に夫婦の他方が同居したもの		夫婦の他方が同居した日が属する月
新婚世帯等に係る夫婦の一方が、婚姻日以後に入居した賃貸借住宅	夫婦の一方が入居した日以後に夫婦の他方が同居したもの	夫婦の他方が同居した日が属する月
新婚世帯等に係る夫婦の双方が、婚姻日以後に入居した賃貸借住宅		夫婦の双方が入居した日が属する月

ウ 上記イの表左欄及び中欄で定める賃貸借住宅に係る礼金及び仲介手数料

(5) 転居費用 新婚世帯等が、婚姻日以後に住宅に転居（市内転居及び市外からの転入をいう。以下同じ。）をするために、令和7年4月1日から令和8年3月10日までの間に引越業者又は運送業者に支払ったものをいう。

(6) リフォーム費用 新婚世帯等が、令和7年4月1日から令和8年3月10日までの間に支払った、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築等の工事に要する経費をいう。ただし、倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費、エアコン、洗濯機等の電化製品の購入費及び設置費を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号の区分に応じ定める要件を満たすものとする。

(1) 新婚世帯 次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 新婚世帯の所得（夫婦それぞれに係る令和6年分の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イ（2）に規定する合計所得金額を合算した額。以下同じ。）から令和6年中に返済した貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与される資金をいう。以下同じ。）の額を控除した額が500万円未満であること。

イ 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。

ウ 補助金の交付申請時に夫婦がともに住宅に住所を有していること。

エ 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。

- オ 夫婦のいずれもが過去に焼津市結婚新生活支援補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 継続補助世帯 昨年度要綱に基づく交付決定額（以下「昨年度交付決定額」という。）が30万円（婚姻時において夫婦のいずれもが29歳以下であった場合は60万円）に満たなかったこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費、転居費用及びリフォーム費用を合算した額（以下「補助対象経費」という。）に相当する額とし、次の各号に掲げる夫婦の年齢（夫婦のいずれかの年齢で高い方のものをいう。）区分に応じ、1世帯当たり当該各号に定める額を限度とする。ただし、継続補助世帯にあつては、30万円（婚姻時において夫婦のいずれもが29歳以下であった場合は60万円）から昨年度交付決定額を控除した額を上限とする。

(1) 29歳以下 60万円

(2) 30歳以上39歳以下 30万円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、同種の補助（他の地方公共団体で同種の補助を受けていた場合を含み、令和6年度焼津市結婚新生活支援補助金を除く。）を受けている場合は、補助の対象としない。

4 勤務先から住宅手当等の支給があつた場合には、その額を補助対象経費から控除した額を補助対象経費とみなす。

5 補助対象経費をクレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合又は補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別表に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和7年7月1日から令和8年3月10日までに行わなければならない。

（交付の決定及び確定）

第6条 市長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（第3号様式）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び確定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付の確定を受けた者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことがで

きるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別表（第5条関係）

区 分	証明書类等
新婚世帯	結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
	住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
	夫及び妻の令和7年度の課税（所得）証明書（令和6年分の所得額を明らかにすることができる市区町村の長が発行する所得を証明する書類をいう。）
	貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
	住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
	住宅の購入又は新築に係る契約書（住宅を購入し、又は新築した場合に限る。）
	転居に係る領収書又は支払額が確認できる書類の写し（転居費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
	リフォームに係る契約書及び領収書又は支払額が確認できる書類の写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
継続補助世帯	結婚新生活支援補助金継続交付申請書兼実績報告書（第1号の2様式）
共通	夫及び妻の住宅手当等支給証明書（第2号様式。給与所得者である場合に限る。）
	1 クレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合 利用明細書及び特典相当額が確認できる書類の写し
	2 補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合 特典相当額が確認できる書類の写し
	賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
	住宅の購入又は新築に係る領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅を購入し、又は新築した場合に限る。）
	その他市長が必要と認める書類